この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ第４回会合

議事要旨

こども家庭庁成育局安全対策課

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ
第４回会合

日時：令和７年４月９日(水)16時00分～
場所：こども家庭庁　成育局第一会議室

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ
第４回会合

議題１　ヒアリング
（１）全国国公立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会会長　山﨑篤史氏
（２）早稲田大阪高等学校教員　米田謙三氏
（３）Meta 日本法人 Facebook Japan 合同会社
（４）LINE ヤフー株式会社（非公開・非公表）
議題２　その他

出席者
【委員】曽我部座長、上沼座長代理、飯塚委員、櫻井委員、竹内委員、中井委員
【参考人】全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長　山﨑篤史氏、早稲田大阪高等学校教員　米田謙三氏、Meta日本法人Facebook Japan合同会社　公共政策部長小俣栄一郎氏､LINEヤフー株式会社　政策企画統括本部　政策企画本部　コミュニケーション・広告部　部長
【こども家庭庁・事務局】藤原局長、竹林審議官、西川総務課長、近藤課長、小澤調整官
【関係省庁】公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室長補佐、警察庁生活安全局人身安全・少年課少年保護対策室長、警察庁サイバー警察局サイバー企画課サイバー事案防止対策室長、消費者庁消費者政策課課長補佐、総務省情報流通行政局情報流通振興課企画官、法務省刑事局刑事課局付、法務省人権擁護局参事官、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室長、経済産業省商務情報政策局情報経済課情報政策企画調整官

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ　第４回会合

○曽我部座長　定刻になりましたので、第４回「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」を開催いたします。

本日は御多用のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

最初に、事務局から会議の注意事項と資料の確認をお願いいたします。

○事務局　本日の第４回「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」は、お申込みのありました報道関係や業界団体の方々がウェビナーで視聴されていますことを申し添えます。

なお、本日のヒアリングは４つですが、最後のヒアリングのみ非公開とさせていただきます。傍聴の方におかれましては、自動的にミーティングルームが終了されますので、御了承ください。

次に、本日の資料の構成でございますが、議事次第に資料一覧がございます。資料は１－１から資料１－３までがございますので、お手元に準備をお願いいたします。

以上でございます。

○曽我部座長　ありがとうございます。

次に、委員の出欠状況等につきまして、事務局から御報告をいただきます。

○事務局　御報告いたします。

本日は、全員出席です。

なお、消費者庁消費者政策課、法務省刑事局、法務省人権擁護局はオンラインで御参加されております。

○曽我部座長　ありがとうございます。

では、議事に入らせていただきます。本日の議題は、第３回に引き続きワーキンググループにおける課題の洗い出しを踏まえたヒアリングとなります。第２回のワーキンググループにおきまして有識者委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、本日は全国国立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長の山﨑篤史様、早稲田大阪高等学校教員の米田謙三様、Meta日本法人Facebook Japan合同会社様、LINEヤフー株式会社様からヒアリングを実施した上で議論を進めてまいりたいと存じます。

また、山﨑会長につきましては、本日、オンラインで参加いただいております。

なお、時間の都合上、皆様から十分な御意見をいただくことが難しいかと思いますので、質問できなかった事項や追加の御発言がもしございましたら、１週間以内を目途に、後刻、書面にて事務局に御提出いただければ、ヒアリング対象の方々にお伝えするようにいたします。

それでは、１つ目のヒアリング対象であります全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長の山﨑様につきまして、事務局から御紹介をお願いします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

○事務局　事務局の近藤でございます。

全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会は、全国国公立幼稚園・こども園PTAの連絡・連携を図り、幼稚園・こども園の教育振興に関する諸問題の研究協議などを行っておられまして、山﨑様は令和３年８月から会長に就任されております。幼稚園・こども園に関わる保護者の立場から、また、３人のお子様を育てておられる保護者としての立場から、御意見をお聞きできればと思います。

それでは、山﨑様、よろしくお願いいたします。

○全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会　御紹介いただいてありがとうございます。全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会の会長をしております、山﨑と申します。本日は第４回の「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」に参加をさせていただいてありがとうございます。

まず、私がお伝えするのは、乳幼児期・幼児期・学童前期を取り巻く環境について私の立場から情報の共有を図りたいと思います。

資料を共有したいと思います。

略歴については簡単に、お手元にあるかもしれないですが、大学卒業後３年間は徳島と東京で教員をして、４年間は会社員、30代になったときに国会議員の秘書を６年間する機会があって、その後、会社経営を現在も続けています。その間、10年ぐらいは地元の自分が生まれ育ったところで町議会議員もしておりました。紹介いただいたとおり、2021年の８月から弊会の会長を担わせていただいております。現在は情報通信業である小さな地方のケーブルテレビ局を何局か経営したりしております。

PTA活動については2008年、今から17年前ぐらいに長女が幼稚園の年長になったときに単独の園のPTAの会長を始めたのがきっかけでこういう役職を賜っております。別にインターネットの専門家では決してないのですけれども、小さなこどもの保護者という立場で情報を共有させていただきたいと思います。

これはこども家庭庁様が行っている青少年のインターネット利用環境実態調査のグラフになります。７年分用意していただいているのですけれども、令和６年度が最新の分です。０歳から９歳まで、乳幼児期から学童期の前期の９歳までのデータになります。

利用率については、年を追うごとに増加傾向にあるということが見てとれます。私が関わっている国公立の幼稚園、保護者の皆さんや先生方と実際にこどもたちと触れ合ってみても、確かに年々機器の進歩もあって利用率は高まっているのだろうなと。私のこどもも小さい頃から使っていたので、一番よく使っている。小さなこどもなどは自分で進んでやるというよりも、恐らく最初はYouTubeを保護者なりに見せられるというか、見る機会を与えられているということだと思うのですけれども、私の記憶で私の娘や息子が一番小さい頃、自分で最初にYouTubeを検索していたのがアンパンマンですね。久しぶりにアンパンマンをYouTubeで検索すると、アンパンマン体操は再生回数が6,308万再生で、『アンパンマンが生まれた日』という映画のタイトルのものは1.2億回再生という物凄い量再生されて

いるので、全国の小さなこどもを持つ親御さんなりが小さなこどもたちに見せているのではないかなという再生回数かなと思います。

また、これが年齢別のインターネットの利用率になります。当然年齢が上がるにしたがって利用率は増加していく傾向にあります。この図から見てとれるように、６歳を境に小学校に入学するまでにほとんどのこどもたちはインターネットを利用しているという環境にあるのが見てとれると思います。

では、どういう媒体を使って小さなこどもたちはインターネットに触れているのだろうかというのがこの機器ごとのインターネット利用率のグラフになります。やはり一番多いのがテレビです。テレビを介してインターネットを視聴している。私もケーブルテレビの業界にいるので、年々業界で課題になっているのは、テレビの視聴時間が大幅に減っていると。その分何の時間に使われているのかというと、やはりインターネットに触れている時間に今までの地上波や衛星の番組が見られていたのがまた変わって移行しているということが見てとれます。実際に見たいときに見るスタイルになっているのだろうなというのが肌で感じる感想になります。

その中で、ゲーム機、契約していないスマホの部分はやはり少し保護者としては気になります。当然ゲーム機については直近でありました愛知の事件等、高校生ですが小さな子を持つ保護者としても、そういった悪影響を及ぼすかもしれない環境については小さな頃からどういう対応をしたらいいのかなというのは大きな課題になっています。

契約していないスマホもまたこれから後でありますが、スマートフォンの専用・共用の率なのですが、これはほぼ横ばいと言っていいのではないかなと。これは過去４年のデータですが、４年間ぐらいでほぼ横ばいで、つまり機器の普及が日本ではかなり進んだのだと思います。ソフトウエアのシェアもかなり高い。先ほどのYouTubeやテレビで視聴する部分に関して言えば、ネットでいくと総務省さんの調べの令和５年度の10代ではYouTubeは95.7％のこどもたちが利用していて、ほとんど10代は全てです。また、Amazon Prime Videoが49.3％、TVerが35.7％、Netflixが32.9％と、ほぼ使われているものは３割を超えていて、Amazon PrimeとYouTubeはもう５割を超えている。YouTubeに関してはほぼ100％のこどもたちが利用しているということで、利用方法はほぼ成熟化してきているのだろうなと。あとは利用している子たちの低年齢化が急速に起こっているということなのだと思います。

契約していないスマートフォンの専用・共用なのですが、小さなこどもたちが使用しているスマホで契約していないもののほとんどは、保護者のお古だと思われます。私自身も私が使っていたスマホを買い換えるときに古いものをこどもたちに渡して使わせていた過去があるのですけれども、実際こどもたちがインターネットに触れるのがどうかというよりも先に、私の機器がお古だったので、ネットの検索エンジンにかけた検索履歴が私の携帯でも分かるし、私が検索したものがこどもたちにも分かるという状態で使っていたので、こどもたちにしても私にしても精神的なフィルター機能というか、親がどういう使い方をしているのか見ているみたいなものが緊張感としてはあったのではないかと。今、いろい

ろなフィルター機能や見守り機能があると思うのですけれども、保護者として渡して終わりではなくて、どういった形であったとしても目配りされている、見られている、関わられているみたいな感覚をずっとこどもたちに持ってもらうというのは大切なのではないかなと。それが専用機を例えば中学校、高校になったときに持ったときにも、ネットの世界は誰かに見られている、誰かに自分が検索したものも伝わっているという緊張感というか、そういうリスクがあるという意識の芽生えにつながるのではないかなということで、この契約していないスマートフォンの共用というか、専用みたいなものも含めて保護者の皆さんには自分たちのルールであったりこどもたちとの関わりというのを各機器を通じて持ってもらいたいなということで事あるごとにしゃべらせてもらっています。

少し話の内容が変わってしまうのですが、これは1948年から2023年までの、赤の折れ線グラフが私立の幼稚園の数と、赤の棒グラフが園児数です。青いものが公立の幼稚園の園児数と園数になります。当然赤の私立のほうがすごく多いのですけれども、近年はかなり少子化の影響も政策の影響もあって減少傾向にあります。ただ、この減少傾向というのは幼稚園の部分で、幼保連携型のこども園を合わせると私立のほうの数はかなり持ち直している感があります。制度の変更によって公立の数が減って私立の数が増えたということになるのですが、様々な社会の要請や需要などがあるので一概に言えないのですが、待機児童であったり、生産人口の創出という需要を受けて保育所の需要が増加をしていましたのに伴って幼保連携型のこども園化が進行して、結果、私立化が進行して国公立の園が激減しているという状況にあります。

これは簡単に、保育と幼児教育、今までの保育所と幼稚園のカテゴリーなのですけれども、大体保育、養護、保育所は、感覚的に昔は預かってくれるところが保育所、幼児教育を受けるところが幼稚園みたいな感覚だと思うのですけれども、今はこういった保育所保育指針であったり、教育要領の有無も含めて保育所と幼稚園の役割であったり境目はなくなりつつありますので、一緒のような感覚になってきています。なので、従来の保育所は預けるところで幼稚園は教育の場という目的や役割の分担の壁はもうなくなってきているというのが現状なのではないかなと。働いている先生もそうなのですが、保育士の先生、幼稚園教諭の先生、幼保連携型においては園長先生と保育教諭という立場の先生は必置で、保育教諭の先生は両方の資格が必要です。

ただ、制度的に保育所と認定こども園の保育所型しかない地域が今、物すごく増えていっています。そこでは当然幼稚園教諭の免許保持者がいなくなるのですが、昨年の１月１日に悲しいことに能登地域で震災が発生してしまった後、全国の園長会と弊会で義援金を募って能登地域に届けようということで仲間の皆さんに声をかけたのですが、能登地域にPTAの団体加入園がなくて、また、全国の園長会の加入園もなかったのです。石川県では１園だけ、大学の附属の国立の幼稚園だけがあったのですが、ちょっと地域が金沢と離れていたので、私が直接４月15日に能登の地域に行って県庁を訪問させていただいたのですが、能登にある３市３町の全ての園は保育所型で、残された公立園も全部そうだったというこ

とでした。

これは日経新聞の一面に去年出ていたのですけれども、保育所が増えて、増やしたものが余っていると。これは別にネガティブな意味でここで出したのではなくて、この記事だけを取っても社会の認識と現実と政策に齟齬があるのではないかということで、つまり、これは「需要」と書いてあるのですけれども、結局預かるだけではなくて教育も含んでいるので、目的が教育だったら、「ムダを生む甘い見通し」と書いてあるのですけれども、「ムダ」という表現は正しくないと思うのですね。より高いレベルの教育現場にするためには、当然少人数であっても教員数が多くてもそれは無駄ではないので、定員が余っているからとか、単純にもっと預かれるからというので需要とずれがあって無駄だという考え方を社会から変えていかないといけないなという活動をしています。

ただ、公立であったり、私立であったり、保育所であったり、幼稚園であったり、小さなこどもたちが関わる就学前であったり就学するまでの環境というのはたくさんあるのですけれども、大きな団体としては全国国公立幼稚園・こども園長会が出している『幼児教育じほう』という中に、今回の内容の中にある特集で「情報機器の可能性を考える」というのがありました。北野先生が書いているもので、ここに２つの格差が取り上げられているのですけれども、一つは義務教育との格差があると。もう一つは、公立と私立の差がありますよと。こどもたちというのは自分で環境をつくっていくわけではないので、私たち大人が整えた環境の中で育っていく、こういう情報機器に接してインターネット等に触れていくのですけれど、置かれた立場、地域によって、公立であったり、私立であったり、保育所であったり、いろいろな立場で環境が変わっている可能性があるということだと思います。今、GIGAスクールは当然すごいのですけれども、教員の整備率が125％で、ここでは19.6％だったと。

ただ、下を見ていただくと、私立園でクラスに１台以上あるところが43％に対して公立園は4.8％しかないので、平均を取ったらそうなるのでしょうけれども、実際公立園は情報機器があまり整備されていなかったということになります。

実際、こどもとメディアの接触の在り方についてジレンマも多く抱えておられるというのも、現場の高野先生が『幼児教育じほう』に書いているのですけれども、具体的・身体的・感覚的な直接体験を重視する、つまり幼児教育は直接体験という遊びを重視しているので、それがなかなか情報機器とインターネットの関係がつながらないと。

WHOの2019年の「五歳までの子どもに関する運動・座位活動・睡眠に関するガイドライン」で、情報機器の画面を見る時間について、２歳まではゼロ、２歳から５歳までは一日１時間までが適切となっているのですけれども、実際、今回のこども家庭庁の調査によると、もう既に低年齢層のこどもの平均が２時間を超えている。さらに、今回言われている５歳までででも、もう110分を超えている。実際にどういう状態がいいのかみたいなものは保護者としてなかなか個別では情報として受け取れないような状況なのですけれども、園において情報機器で事務手続等の効率化が実施されて先生方の負担が減ったり、また、高野先生

がおっしゃっているこどもたちの現場での体験としての遊びがより豊かなものとなるように活用していってもらえたら保護者としてはありがたいなと思っているのですが、この情報機器の件であったり保育・教育の件については、現場の先生方と話していると手探りとおっしゃっているのですね。保護者としては現場の手探りだけではなくて、こういったワーキンググループや国の機関を通じて指針を示していっていただけたらな、そういう必要があるのではないかなと思って関わっています。以上になります。

○曽我部座長　どうもありがとうございました。

今の御発表に関しまして御意見、御質問をいただきたいと思います。御意見、御質問のある委員の方がいらっしゃいましたら、お知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、上沼先生。

○上沼座長代理　山﨑様、ありがとうございました。何ページでしたかすぐ分からないのですが、公私立園における格差でクラスに１台以上の端末がある公立と私立の差が非常に激しいという結果がありました。これは実際に児童生徒に使わせている情報端末などの頻度も全然違うということなのですね。

○全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会　まず種類が書かれていて、一つは情報端末を使って先生方の業務の負担を軽減することによってこどもたちと向き合う時間を増やすという。

○上沼座長代理　必ずしもこどもに使っているかどうかとは限らないということですか。

○全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会　そういうことですね。直接的に使うというのは、高野先生がおっしゃっているみたいに遊びがより豊かなものとなるように活用していくというこれからの課題になっていると思います。

○上沼座長代理　ありがとうございます。

○曽我部座長　それでは、櫻井先生と、その後、中井さん、お願いします。

○櫻井委員　御発表ありがとうございました。

これぐらいの年代のこどもがインターネットを使うときに、どのようなことが問題として起きているかということを、山﨑様が御存じの範囲で構いませんので教えていただけるとありがたいなと思います。

○全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会　大変不安に思っていることは、保護者の皆さんもそうなのですけれども、多く使用することによって例えば視力が悪くなるなど、身体的にどれほど悪影響があるのかとか、こどもが小さいので、ある程度保護者としてもハンドリングすることはできるのですけれども、一般的なことというのを知るチャンネルが少ないので、今回、こども家庭庁さんのほうでもパンフレットとチラシ等を作っていただいてしかるべきところに配布していただいたりしているのですけれども、そういった情報共有をするようなチャンネルを増やしていただけたら、保護者として孤立するということが起こらないと思うので、その辺に期待はしています。

○櫻井委員　ありがとうございます。
○曽我部座長　次に中井さん、お願いします。
○中井委員　御発表ありがとうございました。
　山﨑さんが社会認識として共有いただいた低年齢のこどもたちの情報機器への接触時間の長さの問題というのは、施設の中で起きているということではなくて一般の家庭の中で起きているということですね。そこに対して問題意識を持っていらっしゃるということと理解いたしました。
　それに対して、PTA協議会さんなど、全国レベルでなくてもいいのですけれども、そういったことに対しての保護者の方々、PTA会の方々への働きかけといったことは何かされていらっしゃるのでしょうか。例えばここでWHOのガイドラインを御紹介いただきましたけれども、そういった情報を保護者の方々にお伝えされたりということはされていらっしゃるのでしょうか。もしくは、協議会やPTAではなくて、例えば自治体だったり養護の関係者の方々がそういうことをされていらっしゃるということはあったりするのでしょうか。
○全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会　なかなかこちらからこれがいいだろうと思って情報を取ることというのはできていないのですけれども、PTAのつながりで安心協さんから講師の先生を派遣していただいたりして、理事会等で会員の皆さんにインターネットとの関わりみたいなものを教えていただいたり、実際こども園・幼稚園の保護者というのは20代から大変若い保護者の方々が多くて、他者との関わりや情報の取り方というのも全てここからが子育てであったり関わりのスタートなので、実際こういうことがいいですよ、こうしたほうがいいですよというのをこども家庭庁さんなり、文部科学省さんなり、国からある程度指針のようなものを出してくれたほうが、実際は素直な保護者の皆さんですのですごく耳に入りやすいし、吸収しやすいようなものをこどもの小さいうちの保護者の皆さんに対して情報の提供をしていただければありがたいなと思います。当然そのことに対して研修の機会等はPTAの会でどんどん設けられたらなと思います。
○中井委員　ありがとうございます。
　関連の質問で、PTAの皆さんから御覧になって、養護の先生方、指導員の方々はそういった課題意識というのは共有されていらっしゃると思いますか。私も自分の息子のときのことを思うと、おっしゃるように幼稚園や保育園の先生方から伝えられたことというのを子育ての指針みたいな形で受け取っていた記憶があるのですね。ですので、先生方からそのように言われると、ああそうかと思っていた記憶があるのですが、質問としては、山﨑さんから御覧になって、指導員の方々、先生の方々と同じような課題意識というのは共通されていらっしゃる、もしくはまだまだこれからと思っていらっしゃるのでしょうか。
○全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会　弊会の副会長に全国の園長会の副会長の先生に入っていただいて、大体弊会の副会長、PTAの全国の副会長をしていただいた先生が次の園長会の全国の会長になっていただいているのです。なので、役員の中に園長先生に入っていただいて、特に現場の先生も会員の先生に入っていただいて、常に園の先生方か

ら御指導をいただいているという立場で会の運営をしていますので、情報共有を常にさせていただいていると思っています。

○中井委員　ありがとうございました。

○曽我部座長　まだ御質問等はあろうかと思うのですけれども、時間の関係上、冒頭申し上げたとおり、もし御質問が追加でございましたら後ほどお寄せいただくことにしまして、次のヒアリングに移りたいと思います。

２点目は、早稲田大阪高等学校教諭の米田様につきまして、事務局から御紹介をお願いいたします。山﨑様、どうもありがとうございました。

○事務局　事務局です。

米田様は、社会科・英語科の教員として約30年にわたり教壇に立つ傍ら、情報科の学習指導要領の策定にも携わっていらっしゃいます。現在は早稲田大阪高等学校の教員として教育現場で御活躍をされておりまして、今回、ICT教育の最前線におられる米田様からヒアリングを行うこととなりました。

それでは、米田様、発表をよろしくお願いいたします。

○米田教諭　本日はどうぞよろしくお願いいたします。

今、御紹介いただきましたように、米田謙三と申します。学習指導要領や総務省さんの関係や、特に高校生ICTカンファレンスではこども家庭庁さんにこの数年お世話になっていまして、今日も構成員で参加していますが、OB・OGというところで、前回もこの４月にようやく高校生たちが小学校に行って出前授業をするということが実現できました。実は４月の今度の土曜日も中学校に彼女が出前授業に行くということで、今日も傍聴で参加しているのですけれども、そういう形で皆さんにいろいろとお世話になっているという感じです。

本日いただきました課題ですけれども、自分の高校では、情報という指導要領を担当しており、大学入学共通テストも始まったのですけれども、小中ではGIGAスクールということでいろいろ盛り上がっているというと変なのですけれども、高校が実は結構複数にまたがっているというところで、実は去年、文科省さんからリーディングスクールという全国1,000校に1,000万円という助成金がついたのですね。今年度は２年目ということで若干減算されているのですけれども、こういった部分でやり取りなどはあるのですけれども、結局もらった、もらっていないという部分によってのいろいろな問題点ということと、それから、これは私学研究会や高校生ICTカンファレンス、あるいは本校のコースの中で、昨年度、総務省さんと一緒にインターネットトラブル事例集のワークショップなどをやったときに、生徒たち自身にヒアリングをした事例となりますので、参考にしていただけたらと思っています。

課題としては、大きく分けると５つあるかなと思っていまして、一つは、高校生たちでよく出てくるのがセキュリティーの問題というところになります。セキュリティーの問題というのは個人情報のSNSの設定ミスとか、それからGPSや位置情報の公開ということです。

あと、３月になるとどうしても卒業アルバムというところの関係で名簿などが安易に出るということと、それから圧倒的に多いのが、学校で入る端末などでのパスワードの管理の甘さというところはかなり見受けられる。二段階認証などはほとんどされていなかったりということがあるので、そういう部分というのが一点。

それからあとは、フィッシングやなりすましというところです。それと、最近ポイントになってきているのはクラウドデータで、資料や先生とのやり取りもどんどんクラウド上になってくるので、その辺りの削除をした・していないというところと、第三者との共有というところの問題というのは公開範囲などと同じで一個出てきているのが一点です。

２番のネット依存は本当にずっとこども家庭庁やこの部会のお話なども参考にさせてもらっているのですけれども、やはりここは本当に自分事化がいかにできるかというところかと思います。リアルな人間関係や勉強への影響というところ、それから、いろいろな意味での炎上のリスクというのもあると思うのですけれども、どうしてもSNSでの連絡も実際増えていますので、クラブ活動などは結構SNSを使っての連絡ということも多いので、使わざるを得ない、見ざるを得ないという状況も実はあったりしてというところになるので、その辺りの部分というのは学校などでもいろいろなアプリケーションを公式にということもあるのですけれども、その辺りの使い勝手なども出てくるので、うまくその辺をどう使い分けるかというのがポイントになるのかなというところです。

それから、今年、ここ最近も取り上げたのですけれども、一番大きなポイントはフェイクニュースのところです。偽情報、誤情報など、これだけAIが発達してきて具体的に動画や画像、作文といったものが本当に簡単にやり取りできるようになって、結果的にだまされる部分も圧倒的に増えている。やはりその使い方というのが一点大きなところです。キーワードでいけばフィルターバブルとエコーチェンバーかなと思うのですけれども、フィルターバブル、エコーチェンバーの辺りで逆に同じ考えで集まってしまうような傾向があると生徒たちも認識していて、ほかの意見などもあまり見ないということになる。学校によってはきちんと偽情報や誤情報などについて出典を確認して論文を書くという探求という授業が高校では特に始まっているので、この探求というところでは調べるということが圧倒的に授業で使われることが多いので、そこの部分での参考文献や参考資料という扱いの辺りの部分の統一性ということについては特に教員からはすごく声があって、本校でも図書館と連携をして、図書館のほうでそういった話をしてもらうという機会を早速今の新学期でも取組をしているのですけれども、そういった部分がすごく大きいかなと。あとは、ここ最近はカンファレンスなどでも今年も出てきたファクトチェックの活用ということが大きなポイントになるかなと思っています。

それから一方で、ちょっと心配なのはオンライン詐欺や課金トラブルということで、先日も案内いただいたりしていますけれども、オンラインカジノなどといったまさに法律的なところに関わってくるようなトラブルに巻き込まれないかなというところで、課金というところは特に高校生の場合はある程度自分のお小遣いというところも使えたりするので、

実際にこの課金のところは高校生では小中に比べて若干増えているというか、危険だというふうに被害的なところは聞いたりしているかなというところがあります。あとは購入もできますので、いわゆる実際のオンラインサイトでの購入といったことも詐欺というところにもあるのかなと思います。

最後の５番目として、動画、ゲームというところは高校生でも本当にほぼ全員に近い形の人たちも挙げている。合間にやっているはずが気がつけばそのままやっているということが圧倒的に多いので、その辺りはとにかくペアレンタルコントロールなどのいろいろな形のルールもあるのだけれども、やはりどう自分事化していくかというのがこの課題になるかなと思っています。

その辺りのところなのですけれども、学校生活という中で考えたときに、私たちでもICTカンファレンスや教員の研修会などでも出てきているのは、精神的、それから経済的、犯罪ということで、これに対してセキュリティーをどううまくやっていくかと。技術と規制と倫理という３つを今日は挙げさせてもらっているのですけれども、課題として精神的な被害と経済的な被害と犯罪というところで、実際にセキュリティー強化という意味では技術と規制と倫理というところで、学校でも特にファイアウォール、フィルタリングのところを重視していかないといけないということで、特に今、BYODがかなり増えてきています。なので、本校でも持ってくる端末というところの設定に４月の最初の数週間はかかってしまうのですけれども、その辺りのところと、それからどうしても学校では３番目がポイントになってくるので、ルール・モラルというところと、それから自立というところを育てていくということをポイントにしています。

一方で、すごく良い意味で６つ、これがうまく使われているのかなということでいけば、やはり学習でかなり使われるということが定着してきていますというところ。それから、キャリアの情報収集とか、いろいろな創作活動でアプリを使ってという部分なども出てきているところで、あとはうまくボランティア活動や社会活動につなげたり、資格の勉強とか、それから部活や趣味の発展系として使われているという例もすごく出てきているので、そういった部分はさらに今後、活用していければいいかなと思っています。

最後になりますけれども、ハード面だけちょっと取り上げてみました。さっきも言ったGIGAスクールの関係が高校ではどうしてもDXというところで、タブレットの台数や通信環境の部分、それから周辺機器の不足、教職員のスキルというところ、それからライセンスの問題といったところが今、いわゆる学校の教員側からとしては挙がっている課題かなと思っています。

今日はここまでにいたします。ありがとうございます。

○曽我部座長　どうもありがとうございました。

ただいまの御発表に関しまして御意見、御質問がおありであれば、よろしくお願いいたします。

竹内委員、お願いします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

○竹内委員　御発表ありがとうございます。

２点あります。小中学校はGIGAスクール端末への対応が進んでいるようですが、高校によってはうまく進んでいないと漏れ聞くことがあります。その辺りについてお聞きしたいです。　もう一点は、文部科学省から、教員とこどもの個人的なSNSのやり取り通達が出ている一方、先進的な学校では、教員と先生とが頻繁にやりとりしています。その辺りはどういう整理になっているのか、お聞かせいただきたいです。

○米田教諭

１点目ですが、先ほども申し上げた通り、私自身ICTカンファレンスなどでさまざまな学校を訪れている中で、やはり学校間の格差が存在することを強く感じています。今回、リーディングスクールとして採択されたことで、初めて1,000万円という予算を得た学校もありました。ある大阪府立高校では、その予算を用いてプロジェクターを購入して終わった、というケースもあったと聞いています。

よく議論になるのですが、「まずは機器が必要だ」という判断が現場でなされることも多く、今回は使途の制限がほとんどなかった分、非常に役に立ったという声も聞かれました。一方で、採択されなかった学校は従来の環境のままですので、Wi-Fi環境や端末、3Dプリンターなど、学内の設備に大きな差が出てきているのが実情です。こういった設備格差が先進的な取り組みの差にもつながっており、竹内委員がおっしゃったような「教育の機会格差」につながることが懸念されるところです。

また、もう一点、私からも触れましたが、「学校内外での連絡のやり取り」が非常に難しい課題となっています。現在、高校現場で実際に使われている代表的なツールとしては、Microsoft Teams、Google や　Apple Classroom　などが挙げられます。使用されているデバイスも、MacBook、Chromebook、iPadと分かれており、学校によっては「iOS端末のみ可」とするBYAD（Bring Your Assigned Device）方式や、「自由に端末を持ち込んでよい」というBYOD（Bring Your Own Device）方式、あるいは学校指定の端末を使用するケースなど、多様な運用形態が見られます。

こうした状況の中で、たとえばGoogle Classroomを利用してクラス内でやり取りを行ったり、特定の生徒に個別にメッセージを送る、あるいは保護者機能を活用して連絡を取るなど、工夫はされていますが、それでも学校やクラスによって運用方法が異なるため、非常に煩雑で難しいと感じる部分があります。先生方のご指摘の通り、この点は今後さらに議論・整理が必要な重要な課題だと考えています。

○曽我部座長　ありがとうございます。

そのほかはいかがですか。

中井さん、お願いします。

○中井委員　発表ありがとうございました。

３ページで、ネット活用の課題提示のところについて、情報セキュリティーの強化として技術だったり規制、倫理ということでまとめていただいているのですけれども、ここで

いう２番の規制、１番の技術のところに関わる御質問ですが、法律、条例、校則というのが載っていらっしゃいます。例えば法律やファイアウォール、フィルタリングというところで、具体的にこういったものがないからとか、もしくはこういったものがあれば、もうちょっとこのぐらいはできるのではないかという具体的なところがもしあれば、お願いします。

○米田教諭　ありがとうございます。

学校現場としても、例えば一番分かりやすいのがAIの対応だと思います。現在、文部科学省からもAIに関するガイドラインが次々と示されており、技術や社会状況の変化に合わせて内容がどんどん更新されているのが現状です。これに対して学校側としては、変化に対応すること自体は避けられないものの、逆にそのような明確なガイドラインが示されることによって、学校は一定の指針を持って対応を進めることが可能になります。

例えば以前は、「生徒にAIソフトを使用させる場合は必ず保護者の同意が必要」といった考えが主流でしたが、こうしたルールの根拠となるガイドラインがあることで、学校としても判断や運用がしやすくなります。つまり、ガイドラインは実際の現場での運用の目安として、非常に重要な役割を果たしていると感じています。

また、フィルタリングに関しても大きな課題です。これはICT活用を進める上で、最初に直面する問題点の一つでもあります。たとえば、生徒が授業中に調べ学習をしようとしても、フィルターに引っかかって調べられない、といった事例が多くあります。そのため、どのように適切なフィルタリングを設定するかということが、現場運用の重要なポイントになります。現在は、学校側でフィルターをかけ、特定のキーワードを制限する形が基本ですが、この部分についても技術的・予算的な支援が必要であり、より柔軟で実効性のあるサポート体制を整えていく必要があると思います。

さらに、法制度についても重要です。法律、条例、そして学校現場で言えば「校則」など、それぞれのレベルでのルール整備が求められています。たとえば、ある学校では「登校したらスマートフォンのランプを必ず点灯させる」といった独自のルールを設けている例もありますが、こうした校則を通じて、生徒自身がルールを「自分ごと」として捉え、日常的に考えるようになることが大切です。

以上となります。

○曽我部座長　飯塚委員、お願いします。

○飯塚委員　ありがとうございました。

先ほどのお話で、多くの高校生が動画を見過ぎてしまったり、ゲームをし過ぎてしまったりとおっしゃっていたという話があったと思うのですけれども、米田先生が今まで教えてきた高校生たちは何歳頃からインターネットやスマートフォンを利用していたのかとか、家庭でのルールづくりだとか、そういうネットに関する背景などを何か御存じのことがあれば、教えていただきたいです。

○米田教諭　私自身も、こうしたICTカンファレンスに長く関わらせていただいています

が、やはりこの分野については、今日ご参加の皆さんのほうがより専門的にご存じの方が多いと感じています。

ただ、この10数年の間に、子どもたちの情報環境は大きく変化してきました。今の高校生たちは、まさに「生まれたときからスマートフォンがある」という世代であり、情報の取得や発信のあり方が根本的に異なっています。

もう一つ重要なポイントとしては、保護者世代もまた、そうしたデジタル環境の中で育ってきたということです。本校でも寮に入っている生徒がおりますが、ここ数年で特に増えてきたのは、「保護者会や面談はオンラインで実施してほしい」「授業の様子をオンラインで配信してほしい」といったご要望です。

つまり、動画を通じた情報共有が当たり前になってきているのが、今の高校生、そしてその保護者世代の特徴であり、学校現場としてもこの変化に応じた対応が求められていると感じています。

○飯塚委員　ありがとうございます。

○曽我部座長　ほかはいかがでしょう。

私から１点、高校生が自分たちでネット利用についての課題を挙げていただいているのですけれども、こういった課題について学校ができることというのはどういったものがあるのでしょうかという御質問で、もちろんリテラシー教育みたいなものもあるのですけれども、個別に問題を抱えた生徒がいると思うのですが、そういったものに対して何かされていることがあるとか、その辺りについてはどうですか。

○米田教諭　ありがとうございます。

大切な話題の中に一つとしてこのような注意喚起を入れるというケースがよく見られます。また、ICT機器の設定を行うタイミング、たとえばフィルタリングやセキュリティ設定を導入する際にも、合わせて生徒に指導するという形が多いです。

ただ、こうした指導も、時間が経つにつれて生徒たちの意識から徐々に薄れていってしまうという課題があります。ですので、「次にどのタイミングで啓発的な働きかけをするか」というのが大きなポイントになります。

また、曽我部座長がおっしゃったように、日常的にこうした話題を生徒と共有し、計画的に話し合いの場を設けていくことも非常に重要だと感じています。

さらに、保護者会においても、保護者の方々には必ずこの手の話題を取り上げるようにしています。最終的には、児童・生徒と大人が一体となってリスクに向き合っていく姿勢が不可欠だと思っています。

学校として特に懸念しているのは、やはり「犯罪に巻き込まれてしまう」ことです。そのため、フィルタリングや利用ルールの設定などにおいても、どこまで厳しくすべきかについては常に悩ましい問題です。

○曽我部座長　例えば長時間利用は。

○米田教諭　そうですね、本校でもペアレンタルコントロールの設定は基本的に行ってい

るのですが、それでもやはり完全ではありません。
○曽我部座長　そういうところをアンケートなどでチェックしたりとか、面談とか。
○米田教諭　はい、多くの場合、面談などの機会で「利用時間が長くなりすぎていないか」といった観点もチェックするようにしています。一応、チェックリストの項目にもそうした内容は含めるようにしています。
○曽我部座長　ありがとうございます。櫻井先生お願いします。
○櫻井委員　この間から議論に参加させていただいていてすごく感じるのが、教育で何とかなるのか、家庭で何とかなるのか、あるいは社会の問題なのかみたいなところの折り合いをどこでつけていったらいいのかということなんですね。
　先生のお立場から、例えばここで挙がっている課題の中でも結構依存的な問題というのは多いのかなという感じがするのですけれども、これは教育上やったとしても限界だというか、教育として働きかけたとしても、この課題というのはなかなか難しいというのがあるのでしたら教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。
○米田教諭　これは特定の誰かに責任があるという話ではなく、学校・家庭・本人、それぞれが関わる課題だと考えています。特に本人が「自分で気づく」ということが最も重要です。高校生ぐらいになると、過去にやりすぎた経験から、「もうこりごりだ」と言って、ある種“デジタルデトックス”のような状態になっている生徒も見受けられます。ただ、それは逆に言えば、かなり低年齢のころからそうした機器やSNSに触れていたことの表れでもあります。
　そのように早い段階からICTに触れることが当たり前になっている今、「どう気づき、どう考えて行動できるか」という視点を本人自身に持たせることがますます大切になってきていると感じます。保護者についても同様で、注意の仕方一つで効果が変わってきますし、公的な枠組みだけでは対応しきれない部分も多々あります。業者によるフィルタリングアプリの導入なども、万能ではなく、できること・できないことの線引きが必要です。
また、授業などにおいては「デジタルとアナログをどううまく組み合わせていくか」が大きなテーマになっています。先日開催した「高校生ICTカンファレンス」の英語版でも、韓国・中国・台湾・日本の高校生計20人ほどが、効果的なICT活用について意見を交わしました。その中でも、SNSに対する依存傾向は共通の課題として挙がっていて、これはアジアだけでなく、たとえばオーストラリアなどの事例を見ても、今や世界的な若者の課題になっているのだと改めて感じました。
　一方で、学校としての役割は、そうした課題を踏まえつつも、ICTを効果的に活用していく環境づくりにあると思っています。実際に教科書のデジタル化が進んでいたり、問題集に付いているQRコードから動画教材にアクセスできたりするなど、学習効果を高める工夫も進んでいます。また、国際交流の一環としてオンライン英会話を導入している学校も増えており、さらにAIを活用した英会話学習の実践も始まっています。
　こういった具体的な取り組みや事例を、整理して共有していけるとよいのではないかと

考えています。
○櫻井委員　ありがとうございます。
○曽我部座長　それでは、ただいまの御発表に対する質疑はここまでとさせていただきます。米田先生、どうもありがとうございました。
○米田教諭　どうもありがとうございました。
○曽我部座長　３点目のMeta日本法人Facebook Japan様についての御紹介を事務局からお願いします。
○事務局　事務局です。
Meta日本法人Facebook Japan合同会社では、Meta社が開発・提供する写真・動画共有ソーシャルネットワークサービスのInstagramにおいて、本年１月、日本においてもティーンアカウントを導入するなど、青少年保護に取り組まれておりまして、今回、ヒアリングを行うことといたしました。
本日は、Meta日本法人Facebook Japan合同会社、公共政策部長の小俣様にお話を伺います。よろしくお願いいたします。
○Meta日本法人Facebook Japan合同会社　改めまして、私、Meta Platforms日本法人Facebook Japanで公共政策を担当しております、小俣と申します。本日はお招きいただきありがとうございます。
本日、頂戴した時間で、弊社のオンライン上でのこどもの安全を守る最近の取組を紹介したいと思います。
紹介をいたしますのは、ティーンアカウント(Teen Accounts)という新機能であります。私たちはティーンエイジャーが弊社のアプリ上で安全でさらにポジティブな体験ができるようにしたい、と考えております。私たちは、年齢にふさわしい体験を確実に提供できるように、10年以上にわたってユーザーの体験を磨き上げてきたと自負をしています。現在までにティーンエイジャー、ここでは13歳以上18歳未満と定義いたしますけれども、ティーンエイジャーとその保護者をいかにサポートして安全を守っていくかというアプローチを取っております。
先ほど、この問題には誰がレスポンシブルであるべきなのか、家庭なのか、学校なのか、それとも社会なのかという話がありましたけれども、その観点で言うと、弊社の考え方は、まずこどもの安全を守るのは保護者であり、家庭内の問題なのではないか、と考えております。実際にガーディアンとなる保護者の懸念の声に耳を傾けることが非常に重要であろうと考えます。
弊社がこのようなツールを開発する際には、必ずいろいろなリサーチを行います。学術的な経験を考慮することは当然ですし、その分野の専門家にヒアリングをし、さらに出てきたアイデアというものを実際にユーザーのヒアリングも行った上で磨き上げていくといったアプローチを取っています。こうした過程で分かるのは、親御さんというのはお子さんが弊社のアプリ上で年齢にふさわしい体験をしているかどうかというところに懸念があ

るということ、です。また、親御さんはソーシャルメディアを通してお子さんが多くの友人とつながり、より広い興味・関心につながっていくといった機会を大切にしてもらいたいとも考えています。このこどもの安全を守りたいという思いと、こどもの可能性を閉じたくないという思いを両立させるというアプローチが、今回紹介するティーンアカウントであると考えております。

ティーンアカウントは、本年１月からロールアウトをしておりまして、段階的にティーンエイジャーのユーザーにはデフォルトとして採用されるということになっております。このティーンアカウントはこれまでにない新しいものであると自負をしておりまして、これからInstagramを利用しようとしているティーンエイジャー、そして既に御利用いただいているティーンエイジャーにもデフォルトで適用されるものであります。これは保護者の負担を軽減させる、入れる・入れないでもめることを避けるであるとか、あとは自動的にこれらの機能が適用されることによって安心してもらいたいなという思いからのものです。

ティーンアカウントは、これから説明しますけれども、連絡できる相手や表示されるコンテンツの制限をするというアプローチなのです。ローワーティーンとアッパーティーンに分けておりまして、この機能を変更することはアッパーティーンだったらできる、一方、ローワーティーンは保護者の同意に基づいて初めて設定を変更することができるという立てつけになっております。

ティーンアカウントで新たに提供される保護機能というのは、親が最も懸念する事項にアドレスする形で構築しております。一つは、ティーンがオンラインで誰と交流をしているか、２つ目に、体験しているコンテンツは何なのかということに関心が向けられています。そして、こどもたちが手の平の上でどの程度の時間を費やしているのかといった点の３つに着目をしたつくりになっております。

ティーンアカウントの機能ですけれども、例えばプライベートアカウントのデフォルト化ということをしております。これは自分のフォローしていない相手や自分のフォローしていないコンテンツを閲覧したり、そういった人々と交流することをブロックするというものであります。こどもだけのInstagramが出来上がる、というイメージを持っていただければなと思います。

メッセージの制限という機能もございます。これは自分をフォローしている人、または既に交流のある人からのメッセージのみを受け取ることができるようにするというものであります。さらには、その対象になるお子さんは、フォローをしている人からのタグづけだったり、メンションだったりを受けるためにはフォローをされているという条件が必要となります。また、Hidden wordsという機能がございまして、これはいじめ対策のための機能なのですけれども、不快な言葉を自動的にブロックするような機能も搭載をしております。

また、利用時間に関しましては、60分ごとにリマインダーを通知するようなナッジをし

たり、あとはスリープモードというものをデフォルトで取り入れています。午後10時から翌朝の７時までをスリープタイムといたしまして、通知が自動的にミュートされたり、DMに自動返信されるという機能を搭載しております。

このティーンアカウントなのですけれども、北米を中心に既に展開をしておりまして、これまでに5,400万人のティーンに適用されております。このティーンアカウントの適用を受けたユーザーの実に97％がその設定をそのままに維持しているということが分かっております。これはティーンアカウントがティーンエイジャーに対してふさわしい体験を提供していることの証左かなと考えております。

例えばスリープモードであったり、利用時間の上限という機能を見ましても、Instagramのタイムスペントというのですけれども、タイムスペントが一晩でがくんと減少しているようなことも報告されておりました。

このティーンアカウントですけれども、現在はInstagramだけなのですけれども、我々のFamily of appsと呼んでいるFacebookであったりMessengerというほかのアプリにもどんどん展開をしていきたいなと考えております。

こういったティーンアカウントなのですけれども、実際に利用者の方々に知ってもらって、使ってもらってこそ意味があると考えています。まずこうした機能をこうした場で披露できることは大変光栄なのですけれども、弊社も独自のプロモーション活動というものを行いました。それが「我が家のインスタANZENルール」という企画でございまして、先週の金曜日に開催したものになります。

より広く広めるために、クリエーターさんに協力をしてもらっております。10代のお子さんを実際に持つ方々であったり、ライフスタイル、ファッション、子育てなどをテーマにしてクリエーター活動をされている方々に協力を請うたところ、話し合ってルールをつくっていくことは重要だよねという形で御賛同いただきまして、発信をしていただいて、この取組を広めることに御尽力いただいているというところであります。

イベント当日は、PTA関係者の全附Ｐ連という方々であったり、こうしたこどもの安全を守るために最前線で努力していらっしゃるNPOの方々にもお集まりいただいて、いろいろな討議をしています。反応としては、全附Ｐ連さんからは参加のPTA団体にも広めたいので協力できないかであるとか、NPOからもこれを広めるために協力していきたいといううれしい反応を得ております。より多くの保護者に知っていただいて、この機能をきっかけにお子さんと家庭内でその家庭のルールを話し合う機会にしてほしいなと強く望んでおります。

今、スライドに示してあるフライヤーも作っておりまして、備付けのQRコードでダウンロードをしていただけるので、皆様方におかれても、広めていただけると幸いであります。

今回のプレゼンの依頼に当たって、事務局から年齢認証に関しても触れてほしいというリクエストを受けておりますので、このページを用意しております。このティーンアカウントだったり、こどもの安全を考えるに当たって、年齢をどのように把握するかというチ

ャレンジがどうしてもあるということでございます。

弊社では、年齢確認に当たっては多層的なアプローチを取っております。資料にお示ししているとおりです。例えばInstagramの利用者がアカウントを作成する際には、そのユーザーから年齢情報を頂戴するということをしております。これをはじめとして、年齢の確認のフローでは様々な身分証明書の提示だったり、あとはAIを使った顔認識を使って年齢を予測するということを行っております。特にAIというものはパワフルなツールでありまして、年齢の詐称というものを検出することも可能でありますし、利用者から様々なシグナルを得まして、その利用者がティーンエイジャーであるのか、それ以上であるのかといった識別もしてまいります。

例えば、大人とつながっていないティーンエイジャーにメッセージを送信したりする場合には当然ブロックをするし、そのユーザーが見ているコンテンツだったり、受け取っている広告への反応などを解析して、そのこどもが一体何歳程度なのかということを識別しているということを紹介したいと思います。

また、我々はコンテンツレビュアーという部隊を備えているのですけれども、彼らもこういったものに目を光らせています。未成年とおぼしきアカウントがある場合には、フラグづけを行うということも一つです。

例えば誕生日を変えるという行動に出るお子さんもいるわけですけれども、そのときには何か証明するものはありますかという形でIDを求めたり、あとはAIを使って顔のムービーを撮ってもらってそれをAIで解析し、識別をしていくということも行っております。弊社はAIカンパニーでありますけれども、外部の専門的なAI企業と提携をしております。オンライン上で年齢を識別することを専門としているYotiという会社があるのですけれども、ここと提携してAIの精度を高めております。

一方、テクノロジーは万能ではなくて、まだできていないことは認めざるを得ないと思っています。アプリレベルに年齢認証を行うというアプローチは、様々なところに負担もかかります。例えば親に負担がかかると考えられています。また、これは弊社だけが取り組んでも仕方のないものだと思っています。様々なティーンエイジャーに愛されているアプリがありますので、そういったほかのアプリにもホッピングしていくといった、中毒症状というものもあると思います。こうした問題は弊社だけではなくてアプリ業界全体が直面している課題なのではないかなと思います。

そこでどのようなアプローチが考えられるかということが、このページです。我々はこれをエコシステムアプローチと呼んでいるのですけれども、アプリストアやOSのレベルで年齢認証を義務づけることがあり得るのではないかと考えています。こどもがアプリをダウンロードする前に親の承認を取ることをアプリストア、OSレベルで義務づけたり、そうすることによって親御さんがこどものオンライン上のビヘイビアを一括して監視するということも可能なのではないかと考えています。

このアイデアなのですけれども、実は世界中では既に採用されているところもありまし

て、例えばアメリカのユタ州ではアプリストア年齢認証法というものがありまして、これが成立していると聞いております。また、アメリカの連邦レベルにおきましても、App Store Accountability Actというものが提出されており、議会で議論されていると聞いています。さらにアジアにおいても、例えばシンガポールのような国でも同様のアイデアが議論されていると聞いております。

さらには、こういった活動を通して、我々はインターナショナルなカンパニーでありますので、国際的な経験から何を得ているのかという教訓があれば、披露願いたいというリクエストを受けております。この点については、何か策を講じるとインセンティブ構造が崩れるということに意識を向ける必要がある、と思っております。例えば規制をした場合には、ステークホルダーの行動が変化するということを認識することが必要だということでございます。なので、一つの案がこどもの安全を守ることに本当に通じるのかということは、論理的に様々な可能性を考えて検討する必要があろうということを考えています。

先ほどもあったかもしれませんけれども、例えばフィルタリングであるとか、年齢確認の技術を採用したとしても、技術は洗練されてはいきますけれども、どうしてもそれを回避しようとこどもたちは動くということを十分に認識する必要があるということであります。完全に法律やルールで禁止するということは極めて難しい、というところから出発する必要があろうと思います。例えばリテラシーのある子とない子という対象となるこどもの発達段階の違いもありますし、技術に長けている子もいますし、いろいろな子がいるということを認識するということもあると思います。

そこで我々が考えるのは、何かがあったときに、保護者、親御さんや近くの大人がどのようにサポートをするのかという観点からすると、何か規制をしたときに、こどもが潜伏化してしまう、より大人の目が届かないところに行ってしまうといった可能性も考える必要があるのかなと思っています。

他国の例になりますけれども、例えば韓国では、ゲームの世界の話になりますけれども、ゲームを禁止しようとしたら、アカウント作成時に制限を回避してすり抜けてしまうということがあったとも聞いていますし、こういった経験を受けて、欧州のDigital Service Act（DSA）というものでは、16歳未満のこどもに対してはオンラインサービスへのアクセスを禁止するということを一時検討していたようではありますけれども、違う手段を取るに至ったとも理解しております。

また、ソーシャルメディアというものは、レガシーメディアといいましょうか、マスメディアを通じなくとも個人が声の力を持つというツールであると我々は考えています。こどもにも、表現の自由というものがある。アメリカでは実際にこどもからのアプリへのアクセスをブロックすることというのは、修正第１条（「アメリカ合衆国憲法修正第1条」）の表現の自由の問題を引き起こすのではないかという議論がありまして、予備的な判決も既に出されているとは承知しております。米田様からオーストラリアの件がありました。日本でも大きく報じられたわけですけれども、あの裏で現地で何があったかということを

披露いたしますと、100人以上の専門家から反対の声が上がっている。その反対にはいろいろあります。先ほど言ったように、こどもへのリーチを遠ざけてしまうのではないか、また、リサーチベースと言いながらも、実際に研究が引用された人から引用のされ方が恣意的だといったことも指摘されているとお聞きしております。また、先ほど申し上げたように、表現の自由の観点から、国連・子どもの権利委員会というものの声明にも反するのではないかという意見も出されて、ルールを決める際には様々な観点からの検討が必要であるということを示唆しているのかなと思っています。

これまで述べてきたように、弊社としては保護者の意見に耳を傾けながら、適切な保護をいかに家庭内、そして学校、そしてそれを含む大人の社会がどのように主体的に取り組んでいけるかということが試されている政策課題なのかなと思っております。

長くなりました。説明は以上です。

○曽我部座長　どうもありがとうございました。

では、御質問、御意見をお願いします。

では、まず中井委員。

○中井委員　御発表ありがとうございました。日本にやってくるというのですごくうれしく思っています。

３つ質問がありまして、一つは、このプライバシー設定は、要はこのアプリを使うときに生年月日などを登録したときに16歳未満だということがそこで出たときに、この画面が出てくるということですかね。逆に言うと、そのときに年齢詐称をしてしまうと、別にこの画面は出てこないということですか。

○Meta日本法人Facebook Japan合同会社　（英語で発言）

○通訳　私からお返事申し上げます。

もしお子さんで18歳未満の方がアカウントを登録しようとした場合は、自動的にその方はティーンアカウントの設定となります。ですので、18歳未満ということは15歳であろうが16歳であろうが14歳であろうが、13歳以上で18歳未満の方は自動的にティーンアカウントが適用されます。

ティーンアカウントが適用された場合、先ほどお話があった年齢を詐称しようという試みがあった場合には、私どもは幾つかの側面で成り立っております仕組みを設けております。もしそういった年齢を偽ろうとした場合は、それをこちらのほうで確認をする作業が発生します。例えば年齢に対してその人が何歳であると言った場合、それが本当に真実の年齢であるかどうかということを確認するために、後の段階で何らかの身分証明書を提示することを求めるなど、それから、ほかにもそのような年齢の詐称を確認するツールなどがそろっている、そういった仕組みを設けております。

仮にそういった仕組みを設けていても、それでもチェックをくぐり抜けていこうとする試みがあった場合は、さらに私どもは、AIのアルゴリズムを使って確認をしております。AIのアルゴリズムの中では年齢を分類するクラシファイアーが走っておりますので、仮に

そのAIがその人が未成年であると判断した場合は、その人のアカウントに必要な対応を取る、といった対策を取っております。

○中井委員　ありがとうございます。

○曽我部座長　時間の関係で、大変申し訳ないのですけれども、ほかの２つは後ほどということでよろしいでしょうか。

○中井委員　了解です。

○曽我部座長　申し訳ありません。

　では、竹内委員、簡潔にお願いします。

○竹内委員　分かりました。

　ポイントが非常にすばらしい御発表をありがとうございました。海外事業者がつくったというのが非常に残念で、日本でもぜひお願いしたいと思っています。

　大きくポイントは２つありまして、一つは年齢です。この年齢は、オーストラリアなどでも年齢認証は難しいこと等が理由で、施行は１年後になったそうですが、年齢に関して今おっしゃったようにAIを使ったり云々すると思うのですけれども、年齢認証について、どのように今後考えているか、また海外の事情について、把握されていることをお聞かせいただきたい。　それからもう一点は、もし時間があれば、ティーンアカウントは世界共通のものなのか。それとも世界共通でやっているのか。また、将来、日本のこどもたちの特殊な事情があれば、日本のローカルルールを設ける可能性があるか、その２点について、お願いします。

○曽我部座長　２点目はすぐお答えできますかね。

○Meta日本法人Facebook Japan合同会社　最初の質問には対応できます。

　最初の点は、プライバシーの観点というものが非常に重要になるのかなと思います。例えばマイナンバーカードを使うというアイデアだと思うのですけれども、２つチャレンジがあるのだろうなと。一つは、弊社のような一私企業が重要なプライバシーをそのように大規模に集めてしまってよいのかという課題です。プライバシー政策の分野では、Data Minimization Principleというものがあって、一つの籠に卵をたくさん積んではいけないという格言があるのですけれども、情報漏えいが万が一生じたときのリスクをどう乗り越えるのかという課題があると思います。

　また、提出された情報が、本当にそれが正しいものなのかということを照合する際には、政府がマイナンバーのデータベースへのAPIを開放するということが必要になるし、それがセキュリティー上、耐えられるのかという問題もあると思います。

　竹内さんが指摘されたように、ある年齢以下を証明するというのは非常に難しいので、そこは課題であると思っています。

○Meta日本法人Facebook Japan合同会社　（英語で発言）

○通訳　とても良い御質問をいただきました。

　世界共通ということをまずは最初に考えております。そこには日本も含めています。な

ぜかといいますと、保護者の皆さんが懸念されていることは世界共通だからです。

〇Meta日本法人Facebook Japan合同会社　（英語で発言）

〇通訳　とは言いながら、各国々によって保護者の皆さんがお子さんを保護するスタイルが異なるとか、また、お考えが変わってくるというところは認識しております。ですので、これからはぜひともこの場にお集まりの皆さんとさらにいろいろなことを協議させていただいて、日本独自のところは私どももさらなる理解を深めていきたいと考えております。

〇竹内委員　ありがとうございます。

〇曽我部座長　ありがとうございます。

まだ御質問はおありかと思いますが、時間の関係でここまでとさせていただきます。

小俣さん、どうもありがとうございました。

では、次なのですけれども、次は非公開で行うということですので、その前に今までのヒアリング内容に関して議論する時間を少々設けるということになっているのですが、今までのところでどうしても発言されたいことがありましたら、いただければと思いますが、ひとまずよろしいでしょうか。

では、次に参りたいと思います。冒頭お伝えいたしましたとおり、LINEヤフー株式会社へのヒアリング及びその後の質疑応答につきましては、大変申し訳ありませんが非公開とさせていただきますので、現在、オンラインで御覧いただいている方につきましては、このミーティングルームはこれにてクローズさせていただきます。傍聴者の方々につきましては、御了承のほど、よろしくお願いいたします。

ということで、準備をお願いいたします。

（以下、非公開議事）